

## 秋田県告示第121号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、次のとおり令和元年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則（昭和26年秋田県規則第11号）第2条第1項の規定に基づき、公示する。

令和元年7月26日

秋田県知事 佐竹敬久

### 1 講習の期日及び場所

#### (1) 期日

令和元年10月23日（水）から同年11月21日（木）まで

#### (2) 場所

大仙市神宮寺字海草沼谷地13番3号 秋田県畜産試験場

### 2 家畜の種類 牛

### 3 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しない者

### 4 受講定員 10名

### 5 受講に必要な書類

#### (1) 受講願書

#### (2) 履歴書

### 6 受講願書用紙の交付

#### (1) 期間

土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除き、令和元年9月2日（月）から同年10月11日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

#### (2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生班

北秋田市脇神字高村岱92番地 秋田県北部家畜保健衛生所

秋田市寺内蛭根一丁目15番5号 秋田県中央家畜保健衛生所

大仙市富士見町6番55号 秋田県南部家畜保健衛生所

### 7 受講願書の受付

#### (1) 期間

土曜日、日曜日及び休日を除き、令和元年9月2日（月）から同年10月11日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

#### (2) 場所

6(2)に掲げる最寄りの場所

### 8 受講に要する経費

#### (1) 額 40,000円

#### (2) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。

### 9 講習についての問合せ先

秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生班（電話018-860-1808）